第25回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	予算	条例	計
件数	2	1	3

(2) 議案の名称

<予算>

議案第47号 令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第16号)

議案第48号 令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第1号)

<条例>

議案第49号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例について

<令和3年2月定例会>

種	別	予算	番号	議案第47号	所 管	各事業所管課
件	名	令和2年度尼峪	寄市一般 给	会計補正予算(第1	6号)	
				内	容	

1 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策として、市立学校園における感染症対策に必要な衛生用品等の購入や、GIGAスクール構想における1人1台端末環境の実現に向けた取組として、各学校等の円滑な通信環境を確保するための学習系ネットワーク整備及び市立高等学校等において低所得世帯に貸与する端末や各教室に設置する大型提示装置を購入するほか、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する事業の拡充を行う。

新型コロナウイルス感染症対策以外では、国の補助金を活用し、道路の舗装や付属 設備の改修工事等を令和3年度当初予算から一部前倒して実施するほか、産業教育の 充実化を目的とする尼崎双星高等学校の実習室の整備等を実施するとともに、各事業 にかかる繰越明許費補正を行うことなどに伴い補正を行う。

各事業の概要等は別紙のとおり。

2 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
266, 157, 923	593, 207	266, 751, 130

3 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	548, 742	民生費	△43, 500
県支出金	10,000	衛生費	53, 000
繰入金	△218, 235	土木費	179, 400
市債	252, 700	教育費	404, 307
合 計	593, 207	合 計	593, 207

4 繰越明許費

追加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金額
教育費	教育総務費	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業	99, 000
教育費	教育総務費	教育ICT環境整備事業	70, 707
教育費	小学校費	教材費	56, 400
教育費	中学校費	教材費	25, 600
教育費	高等学校費	教材費 (全日制高等学校)	4, 800
教育費	高等学校費	教材費 (定時制高等学校)	1,600
教育費	幼稚園費	教材費	4, 500
教育費	特別支援学 校費	教材費	3, 200

変更 (単位:千円)

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
民生費	児童福祉費	保育の量確保事業	364, 048	394, 839
民生費	児童福祉費	ICT化推進事業費補助金	50, 250	6, 750
土木費	道路橋りよ う費	道路橋りょう維持管理事業	83, 408	187, 808
土木費	河川水路費	庄下川都市基盤河川改修事 業	74, 220	104, 220
土木費	都市計画費	園田豊中線等道路整備事業	25, 000	70, 000
教育費	小学校費	各種施設整備事業	6, 020	133, 520
教育費	保健体育費	地区体育館整備事業	4, 422	15, 422

5 市債

変更 (単位:千円)

起債の目的	補	正 前	補	正 後
道路等整備事業費	限度額	1, 045, 900	限度額	1, 071, 800
都市計画事業費	限度額	81, 100	限度額	85, 000
社会体育施設整備事業費	限度額	81, 400	限度額	88, 700

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 補正予算額 219,807 千円

(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実

補正予算額 96,100 千円

教材費(小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校) 市立学校園における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。

(2)地域経済の活性化・地域の元気づくり

補正予算額

53,000 千円

特定不妊治療費助成事業費

特定不妊治療に要した費用の一部を助成する事業について、所得制限の撤廃及び助成 額等を拡充する。

所得制限:夫婦の所得合計 730 万円未満 → 所得制限を撤廃

助成額 : 15 万円/回(初回のみ 30 万円) → 30 万円/回

助成回数:生涯で通算6回まで → 1子ごとに6回まで

(3)子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア

補正予算額

70.707 千円

教育ICT環境整備事業費

GIGAスクール構想における1人1台端末環境の下で円滑な通信環境が確保される よう、各学校等の学習系ネットワークを整備する。(41 小学校、18 中学校、3 高等 学校、1 特別支援学校、教育・障害福祉センター、教育総合センター)

また、市立高等学校等の低所得世帯に貸与する端末及び大型提示装置を整備する。

貸与予定端末数:525台 大型提示装置導入数:90台

○ 令和3年度補正予算(第1号)に振替えする補正予算 補正予算額 △43,500千円

(1)地域経済の活性化・地域の元気づくり

補正予算額 △43,500 千円

· I C T 化推進事業費補助金 (市独自事業) 市内の法人保育施設等に対する保育現場のICT化に要する経費の一部を補助する事 業について減額する。

〇 新型コロナウイルス感染症への対応以外の補正予算 補正予算額 416,900 千円

(1) 道路橋りょう維持管理事業費

補正予算額

104.400 千円

中島新橋通行止め遮断機設置及び道路の舗装改修工事等を実施する。

(2) 庄下川都市基盤河川改修事業費

補正予算額

30,000 千円

庄下川の治水機能強化のための改修工事を実施する。

(3) 園田豊中線等道路整備事業費

補正予算額

45,000 千円

阪急園田駅周辺の交通混雑の緩和及び駅北側エリアへの交通の円滑化を目的とする園 田豊中線を整備する。

(4) 尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費

補正予算額

99,000 千円

尼崎双星高等学校においてパソコン等を配備した実習室を整備する。

(5)各種施設整備事業費

補正予算額

127, 500 千円

明城小学校の空調設備の更新工事を実施する。

(6)地区体育館整備事業費

補正予算額 11,000 千円

小田体育館の第2フロア空調設備の更新工事を実施する。

費目別事業概要

民生費 △43,500 千円 ICT化推進事業費補助金 △43,500 千円 市内の法人保育施設等に対する保育現場のICT化に要する経 費の一部を補助する事業について減額する。 衛生費 53,000 千円 特定不妊治療費助成事業費 53,000 千円 特定不妊治療に要した費用の一部を助成する事業について、所 得制限の撤廃及び助成額を拡充し実施する。 土木費 179,400 千円 道路橋りょう維持管理事業費 104,400 千円 中島新橋通行止め遮断機設置及び道路の舗装改修工事等を実施 する。 庄下川都市基盤河川改修事業費 30,000 千円 庄下川の治水機能強化のための改修工事を実施する。 園田豊中線等道路整備事業費 45,000 千円 阪急園田駅周辺の交通混雑の緩和及び駅北側エリアへの交通の 円滑化を目的とする園田豊中線を整備する。 教育費 404.307 千円 尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費 99,000 千円 産業教育の充実を図るため、尼崎双星高等学校においてパソコ ン等を配備した実習室を整備する。 教育ICT環境整備事業費 70,707 千円 GIGAスクール構想における1人1台端末環境の下で円滑な 通信環境が確保されるよう、各学校等の学習系ネットワークを 整備する。また、市立高等学校等の低所得世帯に貸与する端末

及び大型提示装置を整備する。

別	紙
	別

教材費 (小学校) 56,400 千円 学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。 各種施設整備事業費 127,500 千円 明城小学校の空調設備の更新工事を実施する。 教材費 (中学校) 25,600 千円 学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。 教材費(全日制高等学校) 4,800 千円 学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。 教材費 (定時制高等学校) 1,600 千円 学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。 教材費(幼稚園) 4,500 千円 幼稚園における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。 教材費 (特別支援学校) 3,200 千円 学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。 地区体育館整備事業費 11,000 千円

小田体育館の第2フロア空調設備の更新工事を実施する。

<令和3年2月定例会>

種	別	予算	番号	議案第48号	所管	各事業所管課
件	名	令和3年度尼姆	奇市一般 多	会計補正予算(第 1	号)	
				内	容	

1 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な体制を整備し予防接種を実施するとともに、高齢者施設等に従事する職員を対象に定期的なPCR検査を実施するほか、令和2年度に引き続き、介護施設等に対する多床室の個室化改修や簡易陰圧装置の設置に必要な経費の一部補助、児童福祉施設等が衛生用品の確保に要する経費の一部補助及び妊婦への分娩前PCR検査等を実施する。

また、市民生活への支援として、離職を余儀なくされ就労を希望される方等への雇用就労支援策として実施する合同就職面接会の開催数を増やす。

さらに、特定不妊治療に要した費用の一部を助成するほか、事業者への支援として、 兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と 協調して実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給、電子地域通貨 「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の実施及び市内事業者が製造等を行った新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する製品等を認証する制度を創 設しPR支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対策以外では、地域住民の安全安心を確保するため、暴力団排除に係る取組を行うほか、兵庫県と協調してがん患者の外見変化に対する補正 具の購入費用の一部を助成することなどに伴い補正を行う。

各事業の概要等は別紙のとおり。

2 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
208, 870, 000	4, 071, 596	212, 941, 596

3 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	3, 993, 145	総務費	19, 000
県支出金	170, 793	民生費	398, 208
財産収入	18, 000	衛生費	3, 234, 366
繰入金	5, 058	労働費	19, 491
市債	△115, 400	商工費	573, 203
		土木費	△161, 672
		教育費	△11,000
合 計	4,071,596	合 計	4,071,596

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 補正予算額 4,220,006 千円 ※下線を引いた事業は、1号補正において新設するもの

(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実

補正予算額 3,315,649 千円

- ・新型コロナウイルス感染症対策事業費(介護・障害福祉サービス事業所等) 国による衛生用品の支給分等を介護・障害福祉サービス事業所等に配布する。
- ・障害福祉サービス確保支援事業費、介護サービス確保支援事業費 感染症が発生した事業所等に対し、利用者へのサービス継続に必要な経費の一部を補助する。
- · 衛生管理体制確保支援事業費

介護施設等に対して、多床室の個室化改修や簡易陰圧装置の設置に必要な経費の一部を補助する。

・新型コロナウイルス感染症対策事業費(児童福祉施設等)

児童福祉施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費の一部補助等を行う。

対象施設等:公立保育所、認可外保育施設、法人保育園、認定こども園、小規模保育 事業所、延長保育事業、こどもクラブ、児童ホーム、一時預かり事業、 地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・セン ター事業

・新型コロナウイルスワクチン接種事業費

ワクチンの接種に必要な体制を整備し、予防接種を実施する。

内容: ワクチン接種体制確保に係る経費(コールセンター運営経費、ワクチン配送業 務委託等)

ワクチン接種費用 2,277 円/回×2回×46 万人分

• 乳幼児健康診査事業費

更なる感染拡大に備え、乳幼児健康診査体制を整備する。

内容:乳児(3~4・9~10 か月児)のうち希望者を対象に小児科専門医へ健診を委託 幼児(1歳6か月・3歳児)の歯科健診を医療機関へ委託

・産後ケア(訪問型)事業費

産後ケア事業を実施する委託先施設に対して、衛生用品の配布等を行う。

• 妊産婦総合対策事業費

妊婦への分娩前PCR検査及び感染が判明した妊産婦へのケア支援を行う。

・衛生研究所事業費

高齢者施設等に従事する職員を対象に定期的なPCR検査を実施する。

(2) 市民生活への支援の強化

補正予算額 3,341 千円

・コロナに負けるな合同就職面接会開催事業(市独自事業)

離職を余儀なくされ就労を希望される方等への雇用就労支援策として実施する合同就 職面接会の開催数を増やす。 (開催数:1回 → 2回)

(3) 地域経済の活性化・地域の元気づくり

補正予算額 901,016 千円

・障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費

ICT等を活用する障害福祉サービス事業所等に対して、機器の導入等に係る経費の一部を補助する。

· I C T 化推進事業費補助金(市独自事業)

市内の法人保育施設等に対する保育現場のICT化に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費:園児の登降園の管理、保護者との連絡に関するシステム等の導入経費 補助上限額:75万円 補助率:3/4 対象園:58園

• 特定不妊治療費助成事業費

特定不妊治療に要した費用の一部を助成する。

・雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業費(市独自事業)

市内中小企業等が雇用調整助成金等の申請事務を社会保険労務士等に依頼した際に要した費用の一部を支給する。

補助対象期間:令和3年1月1日~令和3年4月30日

・あまがさきコロナ対策プロダクツ認証事業費(市独自事業)

市内事業者が製造等を行った新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する製品等を認証する制度を創設しPR支援を行う。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費(県協調事業)

兵庫県が行う営業時間の短縮(休業含む)要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。

支給額:対象期間 2/8~2/28 (21 日間) → 1 日あたり 6 万円/店舗

対象期間 3/1~3/21 (21 日間) → 1 日あたり 4 万円/店舗

費用負担割合: 国 80%、県 20%×2/3、市 20%×1/3

・SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業費(市独自事業)

令和3年7月より本格稼働する電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用し、ポイント 還元事業を実施する。

コイン購入(チャージ)時のプレミアム

: 20% (1 人あたり最大 4,000 円・購入上限額 20,000 円)

特定店舗でのコイン利用による決済時のプレミアム

:10% (1人あたり最大 5,000円・決済上限額 50,000円)

〇 県の新規補助事業への対応に係る補正予算

補正予算額 5,262 千円

(1) がん患者アピアランスサポート事業費

補正予算額

2,530 千円

がん患者の外見変化に対する心理的負担及び経済的負担を軽減させることを目的に、 外見変化に対する補正具の購入費用の一部を助成する。

補助上限額:5万円(または1万円) 補助率:10/10(県1/2 市1/2)

(2) 骨髄等移植ドナー助成事業費

補正予算額

800 千円

骨髄等を提供しやすい環境整備や経済的不安の軽減等を目的とした助成制度を導入 し、ドナー登録者の増加及び骨髄等移植の推進を図る。

補助上限額:20万円(1日2万円×10日) 補助率:10/10(県1/2 市1/2)

(3) 不妊治療ペア検査助成事業費

補正予算額 1.932 千円

早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、夫婦そろって検査を受けた者を対象 とした検査費用の一部を助成する。

補助対象:保険適用外の不妊治療検査費用

補助率: 7/10 (県1/2 市1/2) ※本人負担3割

〇 その他の補正予算

補正予算額 19,000 千円

(1)暴力団排除条例関係事業費

補正予算額 19,000 千円

地域住民の安全安心を確保するため、暴力団排除に係る取組を行う。

○ 令和2年度補正予算(第16号)に前倒しする補正予算 補正予算額 △172,672 千円

(1) 道路橋りょう維持管理事業費

補正予算額 △86,672 千円

中島新橋通行止め遮断機設置及び道路の舗装改修工事等について、令和2年度に前倒 して実施するため減額する。

(2) 庄下川都市基盤河川改修事業費

補正予算額 △30,000 千円

庄下川の治水機能強化のための改修工事について、令和2年度に前倒して実施するた め減額する。

(3) 園田豊中線等道路整備事業費

補正予算額 △45,000 千円

阪急園田駅周辺の交通混雑の緩和及び駅北側エリアへの交通の円滑化を目的とする園 田豊中線の整備について、令和2年度に前倒して実施するため減額する。

(4) 地区体育館整備事業費

補正予算額 △11,000 千円

小田体育館の第2フロア空調設備の更新工事について、令和2年度に前倒して実施す るため減額する。

費目別事業概要

総務費	19,000 千円
暴力団排除条例関係事業費 地域住民の安全安心を確保するため、暴力団排除に係る取組を 行う。	19,000 千円
民生費	398, 208 千円
新型コロナウイルス感染症対策事業費 介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品の配布を 行う。	9,983 千円
障害福祉サービス確保支援事業費 感染症が発生した事業所等に対し、利用者へのサービス継続に 必要な経費の一部を補助する。	9,447 千円
障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費 ICT等を活用する障害福祉サービス事業所等に対して、機器 の導入等に係る経費の一部を補助する。	11,200 千円
介護サービス確保支援事業費 感染症が発生した事業所等に対し、利用者へのサービス継続に 必要な経費の一部を補助する。	60, 234 千円
衛生管理体制確保支援事業費 介護施設等に対して、多床室の個室化改修や簡易陰圧装置の設 置に必要な経費の一部を補助する。	90,312 千円
新型コロナウイルス感染症対策事業費 児童福祉施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費の一部 補助等を行う。	173,532 千円
ICT化推進事業費補助金 法人保育施設等に対して、保育現場のICT化に要する経費の 一部を補助する。	43,500 千円

衛生費 3, 234, 366 千円

新型コロナウイルスワクチン接種事業費

2,934,748 千円

ワクチンの接種を速やかに実施するために必要な体制を整備 し、予防接種を実施する。

がん患者アピアランスサポート事業費

2,530 千円

がん患者の外見変化に対する心理的負担及び経済的負担の軽減のため、外見変化に対する補正具の購入費用の一部を兵庫県と協調して助成する。

骨髄等移植ドナー助成事業費

800 千円

ドナー登録者等の増加及び骨髄等移植の推進を図るため、骨髄等を提供するドナーに対して、兵庫県と協調して助成する。

乳幼児健康診査事業費

4,459 千円

更なる感染拡大に備え、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して診察の一部を委託し、健診を継続していく体制を整備する。

特定不妊治療費助成事業費

256,963 千円

特定不妊治療に要した費用の一部を助成する。

不妊治療ペア検査助成事業費

1,932 千円

早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、夫婦そろって 検査を受けた者を対象とした検査費用の一部を兵庫県と協調し て助成する。

産後ケア(訪問型)事業費

3,500 千円

産後ケア事業を実施する施設に対して、衛生用品の配布等を行う。

妊産婦総合対策事業費

20,111 千円

妊婦の不安解消を図るため、希望者に対して分娩前のPCR検査を実施する。

衛生研究所事業費

9,323 千円

高齢者施設等に従事する職員を対象に定期的なPCR検査を実施する。

労働費 19,491 千円 コロナに負けるな合同就職面接会開催事業費 3,341 千円 離職を余儀なくされ就労を希望される方等への雇用就労支援策 として実施する合同就職面接会の開催数を増やす。 雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業費 16,150 千円 市内中小企業等が雇用調整助成金等の申請事務を社会保険労務 士等に依頼した際に要した費用の一部を支給する。 商工費 573, 203 千円 あまがさきコロナ対策プロダクツ認証事業費 3,100 千円 市内事業者が製造等を行った新型コロナウイルス感染症の拡大 防止に資する製品等を認証する制度を創設しPR支援を行う。 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費 341,460 千円 兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業 者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大 防止協力金を支給する。 SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業費 228,643 千円 電子地域通貨「あま咲きコイン」を購入(チャージ)又は決済 する際のポイント還元を実施する。 土木費 △161,672 千円 道路橋りょう維持管理事業費 △86,672 千円 中島新橋通行止め遮断機設置及び道路の舗装改修工事等につい て、令和2年度に前倒して実施するため減額する。 庄下川都市基盤河川改修事業費 △30,000 千円 庄下川の治水機能強化のための改修工事について、令和2年度

に前倒して実施するため減額する。

園田豊中線等道路整備事業費

△45,000 千円

阪急園田駅周辺の交通混雑の緩和及び駅北側エリアへの交通の 円滑化を目的とする園田豊中線の整備について、令和 2 年度に 前倒して実施するため減額する。

地区体育館整備事業費

△11,000 千円

小田体育館の第 2 フロア空調設備の更新工事について、令和 2 年度に前倒して実施するため減額する。

<令和3年2月定例会>

種	別	条例	番	号	議案第49号	所	管	国保年金管理担当、給与課、消防局企画管理課、財政課		
件	件 名 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例について									
内容										

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)等の施行により、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が改正され、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(以下「指定政令」という。)が廃止されたため、これらの法令の規定を引用していた次の条例について所要の整備を行うもの。

2 改正の対象となる条例

- (1) 尼崎市国民健康保険条例
- (2) 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例
- (4) 尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

3 改正内容

- (1) 各条例における新型コロナウイルス感染症の定義について、特措法又は指定政令を引用している規定を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症」に改める。
- (2) 2(2)の条例において、新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当の支給期間を「指定政令第2条に規定する期間」から「当分の間」に改める。
- (3) 2(3)の条例において、新型コロナウイルス感染症に係る危険業務手当の支給期間を「指定政令第2条に規定する期間」から「当分の間」に改める。

4 施行期日

公布の日

なお、令和3年2月13日から適用する。

尼崎市国民健康保険条例(第1条関係)

改正後 現 行

付 則

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

8 給与等(所得税法第28条第1項に規定す る給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第 6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下 同じ。) の支払を受けている被保険者が新型 コロナウイルス感染症(病原体がベータコ ロナウイルス属のコロナウイルス(令和2 年1月に、中華人民共和国から世界保健機 関に対して、人に伝染する能力を有するこ とが新たに報告されたものに限る。)であ る感染症をいう。以下同じ。) に係る療養(発 熱その他の症状が発現しているため新型コロ ナウイルス感染症の感染が疑われる場合にお ける保養を含む。以下同じ。) のため労務に 服することができないときは、当該被保険者 の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服 することができなくなった日から起算して3 日を経過した日から、その労務に服すること ができない期間の範囲内において、労務に服 することを予定していた日について傷病手当 金を支給する。

付 則

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当 金)

8 給与等(所得税法第28条第1項に規定す る給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第 6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下 同じ。) の支払を受けている被保険者が新型 コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ 等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナ ウイルス感染症をいう。以下同じ。) に係る 療養(発熱その他の症状が発現しているため 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる 場合における保養を含む。以下同じ。) のた め労務に服することができないときは、当該 被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その 労務に服することができなくなった日から起 算して3日を経過した日から、その労務に服 することができない期間の範囲内において、 労務に服することを予定していた日について 傷病手当金を支給する。

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(第1条関係)

改正後 現 行

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(病原体が ベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有す ることが新たに報告されたものに限る。)で ある感染症をいう。)に関する対策で市長が 別に定めるもの(以下「感染症対策」という。) に要する経費の財源を確保するため、尼崎市 新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基 金」という。)を設置する。 (設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に関する対策で市長が別に定めるもの(以下「感染症対策」という。)に要する経費の財源を確保するため、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(第2条関係)

<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	次内///数/// 3 改正後		する余例(第2)	現行						
付則			現 1 7 付 則							
「チ当の特	伤 [)									
(1-10)	(11)			(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として実める第の致会第9条に担党する期間におけ						
				-	て定める等の政令第2条に規定する期間におけ					
 2 当分の	明 チェの古絵	17 M	いては、第6条		<u>る</u> 手当の特例)					
			<u>いて</u> は、第0米 9項」とあるの		2 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症と</u> して定める等の政令(令和2年政令第11号)					
			まで」と、別表							
中「	カ 0気かり舟 1	U 73	よく」と、加払		第2条に規定する期間においては、第6条た だし書中「、第8項及び第9項」とあるのは					
9 年	12月29日か	日	3,000円					で」と、別表中		
末年	12月29日 // ら翌年の 1	Н	3,000		「及い知り	7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	スよ	() () 加权中		
始 特	月3日まで				9 年	12月29日か	日	3,000円		
別業	の間におけ				末年	12月29日 ら翌年の1	"	<i>3</i> , 000□		
》					始特	月3日まで				
当 当	ち、市規則で				別業	の間におけ				
					務手	る業務のう				
定める業務					当	ち、市規則で				
		п	2 000 [[]			定める業務				
9 年 末年	12月29日から翌年の1	日	3,000円		L 」とある⊄					
始特	5 立 年の 1				9 年	12月29日か	日	2 000 🖽		
別業	の間におけ				末年	12 月 29 日 ル・ ら翌年の 1	Р	3,000円		
務 手	る業務のう				イ サ 始 特	5 立 月 3 日 ま で				
当	る 素 				別業	の間におけ				
	定める業務				務手	る業務のう				
10 新	新型コロナ	日	3,000円(患		当	ち、市規則で				
型 コ	対空コロア ウイルス感	Н	3,000円 (忠 者等の身体			定める業務				
ロナ	シュルス感 染症 (病原		て接触して		10 新	新型コロナ	日	3,000円 (患		
ロ / ウ イ	* (<u>M) </u> 体がベータ		行う業務、患		型コ	ウイルス感	Н	者等の身体		
ルス	コロナウイ		者等に長時		ロナ	染症(新型コ		に接触して		
感染	ルス属のコ		間にわたり		ウイ	ロナウイル		行う業務、		
症防	ロナウイル		接して行う		ルス	ス感染症を		患者等に長		
変等	ス (令和 2		業務その他		感染	指定感染症		時間にわた		
業務	<u>イ (月和 2</u> 年 1 月 に 、		心身に著し		症防	として定め		り接して行		
手当	中華人民共		い負担を及		疫等	る等の政令		う業務その		
	和国から世		ぼす業務と		業務	(令和2年		他心身に著		
	界保健機関		して市長が		手当	政令第11号)		しい負担を		
	に対して、		指定する業			第1条に規		及ぼす業務		

	1-1		1
人に伝染す	務に従事し	定する新型	として市長
る能力を有	た場合にあ	<u>コロナウイ</u>	が指定する
<u>することが</u>	っては、	ルス感染症	業務に従事
新たに報告	4,000円)	をいう。以下	した場合に
<u>されたもの</u>		同じ。) の患	あっては、
に限る。)		者又は新型	4,000円)
である感染		コロナウイ	
<u>症</u> をいう。		ルス感染症	
以下同じ。)		にかかって	
の患者又は		いると疑わ	
新型コロナ		れる者(以下	
ウイルス感		「患者等」と	
染症にかか		いう。) に対	
っていると		する検査を	
疑われる者		行う施設そ	
(以下「患		の他新型コ	
者等」とい		ロナウイル	
う。) に対		ス感染症に	
する検査を		感染するお	
行う施設そ		それが高い	
の他新型コ		場所として	
ロナウイル		市長が指定	
ス感染症に		する場所に	
感染するお		おける新型	
それが高い		コロナウイ	
場所として		ルス感染症	
市長が指定		から市民の	
する場所に		生命及び健	
おける新型		康を保護す	
コロナウイ		るために緊	
ルス感染症		急に行われ	
から市民の		る措置に係	
生命及び健		る業務で市	
康を保護す		長が指定す	
るために緊		るもの	
急に行われ		」として、これらの規定を通	適用する。
る措置に係			
る業務で市			

長が指定	す	
るもの		
」として、これらの規	定を適	用する。

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例(第3条関係)

<u> </u>						現行						
付具	付 則						付 則					
(手)	当の特値	列)			((新型コロナウイルス感染症を指定感染症とし						
					て	て定める等の政令第2条に規定する期間におけ						
					る	る手当の特例)						
2	当分の間	引、手当の支給に	こつし	ハては、別表中	2							
Γ						して定める等の政令(令和2年政令第11号)						
8	8 年 12月29日か 日 3,000円						第2条に規定する期間においては、別表中「					
	末 年	ら翌年の1				8 年	12月29日か	日	3,000円			
	始 特	月3日まで				末 年	ら翌年の1					
	別 業	の間におけ				始 特	月3日まで					
	務 手	る業務のう				別 業	の間におけ					
	当	ち、消防長が				務 手	る業務のう					
		別に定める				当	ち、消防長が					
		業務					別に定める					
摘	i要 第	7項支給額の構	闌に扌	掲げる級の区			業務					
	分は、月	尼崎市消防局職	員車	両担当に関す		摘要 第7項支給額の欄に掲げる級の区						
	る規程	(昭和37年尼崎	市消	防局訓令乙第		分は、尼崎市消防局職員車両担当に関す						
	4号) 別表第2に掲げる等級の区分によ						(昭和37年尼崎	市消	防局訓令乙第			
る。						4号) 5	別表第2に掲げ	る等	級の区分によ			
] }	とあるの	Dは「				る。						
8	年	12月29日か	日	3,000円		」とあるの	Dは「					
	末年	ら翌年の1				8 年	12月29日か	日	3,000円			
	始特	月3日まで				末 年	ら翌年の1					
	別業	の間におけ				始 特	月3日まで					
	務手	る業務のう				別 業	の間におけ					
	当	ち、消防長が				務 手	る業務のう					
		別に定める				当	ち、消防長が					
		業務					別に定める					
9	新	新型コロナ	日	3,000円(患			業務					
	型 コ	ウイルス感		者等の身体		9 新	新型コロナ	日	3,000円 (患			
	ロナ	染症(病原体		に接触して		型 コ	ウイルス感		者等の身体			
	ウイ	がベータコ		行う業務、		ロナ	染症 (<u>新型コ</u>		に接触して			
	ルス	ロナウイル		患者等に長		ウイ	ロナウイル		行う業務、			
	感染	ス属のコロ		時間にわた		ルス	ス感染症を		患者等に長			
	症に	ナウイルス		り接して行		感 染	指定感染症		時間にわた			
	係る	(令和2年		う業務その		症に	として定め		り接して行			

危険	1月に、中華	他心身に著	係る	る等の政令	う業務その		
業務	人民共和国	しい負担を	危険	(令和2年	他心身に著		
手当	から世界保	及ぼす業務	業務	<u>政令第11号)</u>	しい負担を		
	健機関に対	として消防	手当	第1条に規	及ぼす業務		
	して、人に伝	長が指定す		定する新型	として消防		
	<u>染する能力</u>	る業務に従		<u>コロナウイ</u>	長が指定す		
	を有するこ	事した場合		ルス感染症	る業務に従		
	とが新たに	にあって		をいう。以下	事した場合		
	報告された	は、4,000		同じ。)の患	にあって		
	ものに限	円)		者又は新型	は、4,000		
	<u>る。) である</u>			コロナウイ	円)		
	<u>感染症</u> をい			ルス感染症			
	う。以下同			にかかって			
	じ。)の患者			いると疑わ			
	又は新型コ			れる者(以下			
	ロナウイル			「患者等」と			
	ス感染症に			いう。) に係			
	かかってい			る救急業務			
	ると疑われ			その他の新			
	る者(以下			型コロナウ			
	「患者等」と			イルス感染			
	いう。) に係			症に感染す			
	る救急業務			るおそれが			
	その他の新			高い業務で			
	型コロナウ			消防長が指			
	イルス感染			定するもの			
	症に感染す		摘要 第	7項支給額の欄	翼に掲げる級の区		
	るおそれが		分は、月	己崎市消防局職員	員車両担当に関す		
	高い業務で		る規程	(昭和37年尼崎市	市消防局訓令乙第		
	消防長が指		4号)5	別表第2に掲げる	る等級の区分によ		
	定するもの		る。				
摘要	第7項支給額の欄に	こ掲げる級の区	」として、	これらの規定を	を適用する。		
分は、	尼崎市消防局職員	車両担当に関す					
る規制	程(昭和37年尼崎市)	消防局訓令乙第					
4号)	別表第2に掲げる	等級の区分によ					
る。							

」として、これらの規定を適用する。